



「5年間の道路整備事業量及び雪寒特例」について

国土交通省道路局総務課

1 はじめに

本年10月10日に「平成15年度以降5箇年間に行うべき道路の整備に関する事業の量及び積雪寒冷特別地域における道路交通の確保について」が閣議決定された。この閣議決定は「道路整備費の財源等の特例に関する法律」と「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（以下「雪寒法」という）」の二つの法律に基づく決定事項を一つの閣議決定で行うものであり、

- ① 平成15年度～19年度までの5年間の道路整備事業費について、38兆円を上回らないものとする（以下「5年間の道路整備事業量」という）
- ② 同じく平成15年度～19年度までの5年間において国庫補助の特例措置等の対象となる除雪事業等の範囲を定めること（以下「雪寒特例」という）

を内容としている。

2 5年間の道路整備事業量

これまで、道路整備に関しては、5年ごとに道

路整備五箇年計画が策定され、計画期間中の「道路の整備の事業の量」として、5年間の総事業費や施策別の事業費、道路種類別の事業費が示されてきた。例えば、平成10年度～14年度までの第12次道路整備五箇年計画では、総額78兆円、地方単独事業と調整費を除いて46.2兆円といった総事業費が示されている。

しかし、経済財政諮問会議などにおいて、道路整備、治山・治水、下水道、港湾、土地改良といった各種の公共事業関係計画が公共事業担当部局による予算獲得・拡大の具になっているのではないかと、また、事業分野別の「縦割り」計画が公共事業関係予算を硬直化させているのではないかと批判がなされてきた。

これらの批判を踏まえ、本年3月28日に「社会資本整備重点計画法」が成立し、国土交通関係の9本の計画が一本化されるとともに、計画の重点が従来の「事業量」から「達成される成果（アウトカム）」に変更され、事業分野ごとの5年間の総事業費は示されないことになった。

このような一連の動きの中で、従来の道路整備五箇年計画も社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という）に一本化され、道路整備に関する5年間の総事業費も示されないことになった。

しかし、道路については、受益者負担の観点から、道路特定財源として自動車利用者に特別な負

担をお願いしており、国の道路特定財源を活用して実施する事業の量を納税者に示す必要があるとの考え方から、「社会資本整備重点計画法」の関連法律として成立した「道路整備費の財源等の特例に関する法律」において、今後5年間の「走路の整備に関する事業の量」を閣議決定することが規定された。

なお、この事業の量については、「社会資本整備重点計画に即したものでなければならない」とされており、閣議決定も重点計画と同日に行われている。

3 「38兆円を上回らないものとする」の考え方

今回の閣議決定では5か年の道路整備事業費について「38兆円を上回らないものとする」とされたが、この金額は以下の二つの考え方に基づいて設定されたものである。なお、今回の道路整備事業量に含まれるのは、国の直轄事業、国庫補助事業、有料道路事業であり、地方単独事業は含まれていない。

一つ目は、昨今の公共投資の規模見直しの議論を受けて、昨年1月25日に閣議決定された「構造改革と経済財政の中期展望（いわゆる「改革と展望」）」に記載された「景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準」という考え方である。具体的には、平成3年度頃の道路投資額を念頭に、単年度当たり7.6兆円（38兆円÷5年間）を上限として設定したということになる。なお、この水準を最近5年間（平成10年度～14年度）の投資規模と比較すると、約16%の大幅な削減にな

っている（表1参照）。

二つ目は、道路特定財源との関係で税収に見合う道路投資額を設定したという考え方である。具体的な数値で示すと、今後5年間の国の道路特定財源（揮発油税の全額、石油ガス税収入額の1/2、自動車重量税（国分）の77.5%）の税収としてはおおむね16兆円程度が見込まれるが、5年間の道路整備事業量を38兆円に設定する場合、国費はこのうちのおおむね18兆円程度^{（注）}となる。すなわち、道路特定財源の税収を超える国費が必要となるため、「特定財源として特別の負担をいただくので、負担に見合った、あるいは、負担していただいた以上の道路整備をしっかりと進めます。」という国の姿勢が示されたことになる。

（注）38兆円のうち国費はおおむね18兆円

最近の道路投資実績における「投資額に占める国費の割合」をもとに算出。

国費以外の財源は、直轄事業負担金、国庫補助事業の地方負担分、有料道路事業の借入金など。

なお、この道路整備事業量については、今後の社会経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、必要に応じて見直しを行うこととされている。

4 雪寒特例

5年間の道路整備事業量と併せて閣議決定された雪寒特例は、従前、「積雪寒冷特別地域道路交通確保5箇年計画」として5年ごとに閣議決定されていたものである。雪寒法においては、積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域（図1）で交通

表 1

（単位：億円）

	5年間の 道路整備 事業量	第12次五箇年計画			計画に対 する倍率	実績に対 する倍率
		計画額 (A)	実績額 (B)	達成率 (B)/(A)		
道路投資額（公共分）	380,000	462,000	451,210	97.7%	0.82	0.84

（注）この他、地方単独事業として19.0兆円を見込む。

確保の必要性が高い道路について、国土交通大臣が「路線の指定」を行った上、指定された道路についての除雪等の計画が閣議決定された場合には、計画の範囲内で国庫補助の特例措置等（表2）を講じることが定められている。

今回、5年間の道路整備事業量と併せて一つの閣議決定で決定したのは、雪寒特例の対象事業は道路整備事業量（「38兆円を上回らない」）に含まれており、関連性が強いためである。

具体的には、平成15年度～19年度までの5年分として、

- ・ 除雪事業 65,000km
 - ・ 防雪事業（例；チェーン着脱場の整備，消雪施設の整備） 1,700km
 - ・ 凍雪害防止事業（例；堆雪幅の確保）1,000km
- の範囲内で特例措置を講じるとともに、除雪機械

の整備については現在の除雪水準を維持するために必要な範囲で特例措置を講じることが決定された。

上記のとおり道路延長キロ数で示された特例措置の範囲は、除雪事業に関しては現在の除雪水準を維持することを目安に、また、防雪事業および凍雪害防止事業に関しては過去5年間の実績事業量を目安に設定されたものである。

なお、事業の性格上、毎年同一の道路を対象に維持管理業務として実施される除雪事業については、路線指定された約11.4万kmの道路のうち65,000kmを上限として毎年特例措置を講じていくことを示すのに対して、防雪事業および凍雪害防止事業については、5年間トータルの事業量として1,700km・1,000kmを上限に特例措置を講じることが示すものである。

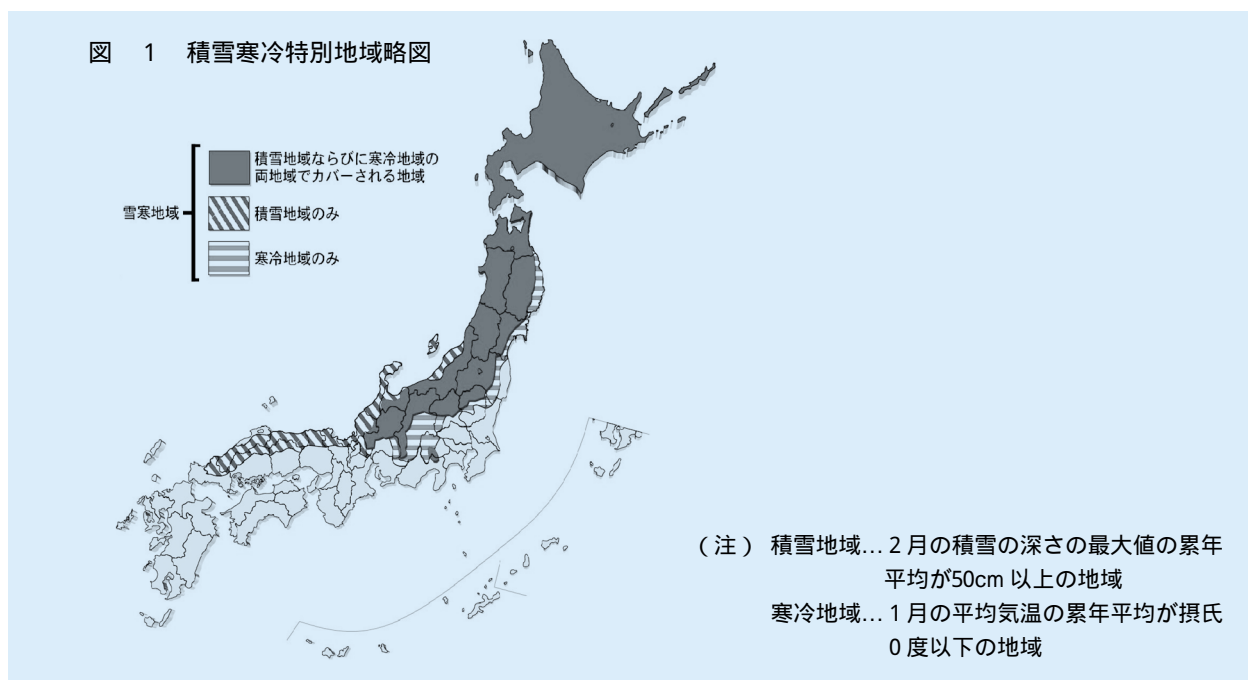


表 2 特例措置の内容

	直轄事業（内地）		補助事業（内地）	
	通常の負担率	特例措置	通常の補助率	特例措置
除雪事業	5/5/10	2/3	補助なし	2/3
防雪事業	5/5/10	2/3	補助なし	6/10
凍雪害防止事業	5/5/10	2/3	1/2	6/10